

10

月16日(月)～18日(水)

第63回海外日系人大会いよいよ開幕

「飛躍するニッケイ社会へー期待される新世代のイニシアティブ」テーマに



4年ぶりの対面開催となる第63回海外日系人大会が、いよいよ開幕する。今大会は東京都新宿区のJICA市ヶ谷ビルを主会場として、「飛躍するニッケイ社会へー期待される新世代のイニシアティブ」を総合テーマに、4カ国語の同時通訳を配し、国内外より約200名(予定)の対面参加者をお迎えする。また、多くのプログラムにおいてオンラインでライブ配信を行う。

初日に行う開会式では、秋篠宮皇嗣殿下のおことば、来賓祝辞、海外日系社会からのビデオメッセージ上映に続き、JICA田中明彦理事長による基調講演、ブラジル日本文化福祉協会石川レナト会長による特別講演、当協会が事務局をつとめる日本財団の「次世代日系人との連携可能性検討事業」の報告などを実施する。また、夕刻には飯倉公館において、上川陽子外務大臣主催の歓迎レセプションが開催される。

2日目の国際シンポジウムでは、3つのパネルを設け、それぞれのテーマでディスカッションを行う。パネル1「期待される次世代のイニシアティブ ニッケイ社会の新たな挑戦」では武蔵大学教授のアンジェロ・ロシ氏(当協会常務理事)、パネル2「共生社会実現に向けての努力と貢献」では東京都立大学教授の丹野清人氏(当協会評議員)、パネル3「コラボレーションの促進」では日本記者クラブ前専務理事の中井良則氏(当協会常務理事)が、それぞれモデレーターとしてパネルを進行する。パネリストには、国内外各地のニッケイ社会や行政等における取組みの具体例と課題等について発表してもらい、討議を深める。オンライン参加者からの質問も可能な限り受け付ける予定だ。

2日目の夕刻には、東京都千代田区海運クラブを会場に、当協会主

催の参加者歓迎交流会を開催する。交流会には関係国の駐日大使や国会議員のほか、当協会賛助会員や協賛企業の皆さまをご招待し、海外参加者との交流を深める機会とする。

最終日には、「日系人の主張」「在日日系人スピーチ」「大会宣言の発表」を実施する。「日系人の主張」では、今大会の総合テーマと直接の関係はないが参加者間で共有したいテーマ等について、8名の参加者が発表を行う予定。ここでの発表から、次回以降の大会テーマにつながるトピックが生まれる可能性にも期待している。「在日日系人スピーチ」では、静岡県菊川市にある南米系学校「ソヒゾ・デ・クリアンサ(こどもスマイル教育センター)」の生徒たちが「将来の夢」をテーマに日本語でスピーチを行う。その後、衆参両議院議長主催による昼食会も予定されている。

対面開催とオンライン配信の双方の利点を取り込み、ハイブリッド形式で開催する今大会は、初の試みであることから事務局の意気込みはこれまで以上の高まりを見せている。対面参加の参加資格についても、従来の「移住者・日系人であること」から一歩踏み込み、「日頃からニッケイ・コミュニティの一員として活動に関わる非日系の方々も歓迎する」とした。さらに、長年使用してきた憲政記念館が建て替え工事のため、3日間を通してJICA市ヶ谷ビルをお借りする。初の試みが重なることで、参加者・関係者の皆さまにはご心配をおかけしている面もあると思うが、歴史ある大会が少しずつ新たな挑戦を取り入れていくと同時に、今大会のテーマでもある「新世代」そして「飛躍するニッケイ社会」のこれからのについても、未来志向の討議が行われ、実り多い大会になることを期待したい。

日本財団・日系スカラーシップ事業 20周年記念交流会を開催

当協会が日本財団より助成を受けて実施している「日系スカラーシップ事業」が、今年で20周年を迎える。

これを記念して、去る8月26日に第一ホテル東京（港区新橋）で記念交流会が開催された。



20年間のあゆみを振り返る

「日系スカラーシップ・夢の実現プロジェクト」として2003年度より始まった本事業は、日本への留学を通じて日系の若者たちの夢を実現し、ひいては日本と居住国との架け橋となる人材を養成することを目的としている。今年度までに、計156名の日系青年に対して日本留学のための奨学金支給などの支援を実施してきた。本制度で日本への留学を叶えた奨学生たちは、留学中に身に付けた専門知識を活かし、それぞれの専門分野で活躍している。

事業の20周年を記念して開催された交流会には、現役留学生31名のほか、現在日本に滞在中のOB・OG21名とその家族、日本財団と当協会役員及び職員が参加した。結婚して親となり、小さな子どもを連れて参加した留学生OB・OGも多く、とてもにぎやかな会となった。

日本財団の尾形武寿理事長は開会挨拶で、留学生は自分の人生を思い切り楽しんでほしいこと、そして日本財団から日本留学の支援を受けたことを忘れないでほしいとのメッセージを伝えた。その後、当会より田中克之理事長が日本財団へ感謝のメッセージを伝え、乾杯の発声を行った。

日系社会の課題と解決策とは

歓談中には、日系スカラーシップ事業20年間の取り組みが、研修旅行や留学生会の活動写真などと共に紹介され、懐かしい写真の数々に会場からは大きな歓声が上がった。

その後、現役留学生より、交流会の開始前に実施したサマージョブでの討論内容とその結果が発表された。今年度日本財団が立ち上げ、当協会が事務局を務めている「次世代日系人との連携可能性検討事業」に関連し、日系社会や母国における社会的課題と、課題解決のための方法、日本や関係者との連携の在り方などについて話し合ったもので、母国の日系人の日系アイデンティティの希薄化や、日系社会の高齢化などが課題として挙げられた。そして、これらの課題解決のアイデアとして、訪日プログラムでの交流を増やすことや、SNS等での交流を通じてコミュニケーションの促進などが発表された。



サマージョブでのディスカッション

OB・OGたちの活躍に期待

交流会の終盤には、OBの淵上ラファエルさん(12期生・ブラジル)、OGの西村まりさん(14期生・ブラジル)による尺八と三味線の邦楽ミニコンサートが行われた。邦楽という分野で共通点のあった二人は、留学中に絆を深め、のちに結婚。交流会には子供を連れて家族での参加となった。



淵上さんと西村さんによる尺八、三味線の演奏

その後、卒業生代表として、中村カシオ規代典さん(6期生・ブラジル)が挨拶した。中村さんは本制度を利用して神戸大学大学院を卒業後、一旦ブラジルに帰国。現在は日本で就職し、海外を対象としたバイオマス事業を担当して持続可能な取り組みに貢献している。母国ブラジルとの懸け橋にとどまらず、日本と世界をつなぐ架け橋の役割を担う日系人の一人として、さらなる活躍が期待されている。

日本財団特定事業部世古将人部長の開会挨拶の後、記念撮影を行い、盛会のうちに終了した。

参加した留学生たちは、「先輩方の話が聞いてよかった」「またこのような会があると嬉しい」などと感想を述べていた。当日参加できなかった留学生からも、「スカラーシップのおかげで、日系コミュニティや自分のルーツを忘れず、グローバルな活躍ができています」「今回は参加できなかったが、今後何らかの形でぜひ協力したい」などのメッセージが寄せられた。



照屋CIATE専務理事

当協会では、厚労省からの委託により、ブラジルの国外就労者情報援護センター(CIATE)へ専門職員を派遣している。この度、^{カゲヤマ}影山新前専務理事の任期満了に伴い、新たに照屋エイジ氏が専務理事に就任。当協会でのブリーフィングを終え8月7日にブラジルへ向けて出発した。

照屋専務理事は、ブラジル出身の日系3世。8歳のときに来日して以来日本在住で、2016年に日系ブラジル人として初めて日本の司法試験に合格し、愛知県で弁護士として活躍してきた。CIATEでは、日本で就労したいと考えているブラジル在住の日系人らを対象に、情報提供や相談業務を担当する。渡伯して1カ月、照屋氏に現地での様子や意気込みなどを伺った。

私は、沖縄にルーツを持つブラジル日系3世です。1992年3月3日にサンパウロ市で生まれました。その後、出稼ぎの母に連れられ来日し、以後、20年以上を日本で過ごしてきました。大学院卒業後の2016年9月に、司法試験に合格。翌年にブラジルに渡って弁護士事務所では自己研修を行い、さらにその翌年の2018年に、日本での司法修習を終えて弁護士となりました。2018年12月より、愛知県名古屋市内の大嶽法律事務所に勤務し、主に在日ブラジル人の相談を担当してきました。

この度、CIATEの専務理事として8月9日にブラジルに到着し、あっという間にひと月が過ぎました。ブラジル生まれということで、ポルトガル語ができることが前提になっているのですが、実は日本育ちかつブラジル人の友達がなかったため、言語の壁を感じる事が未だに多くあります。

例えばレストランでは、食欲に任せてフェジョアードを頼むも、店の表の看板に「11時から」と明記されていることを指摘されて牽制を受けたり、施設に入場する際に、機械のタッチに使う札を先に回収箱に入れてしまい、再発行時に大声で注意を受けたり。日記を見返して恥ずかしくなることばかりです。また、4年前に苦心して入手したブラジルの身分証明書を日本で失くしてしまったため、今も再発行に向けて奔走しています。こちらで銀行口座を開けず、日本のカードを紛失すれば一巻の終わりとなる日々や、施設への入場審査のたびにパスポートを携行する日々も、もう少しで終わる見通しです。

業務については、日本ではあまりなじみのなかった年金相談が多く、現地のスタッフに尋ねながら相談にあたっています。学生時代に憲法や社会保障法の授業で学んだしくみが、実際に人々の生活を支えていることを実感し、大きなやりがいと充実感を覚えています。

2年間の任期ではありますが、早くもひと月が終わってしまいます。残りの期間は、相談業務を励行しつつ、日系社会の催事や記念イベントなどにも積極的に参加することを意識して過ごしたいです。そして、一人の日系ブラジル人として、日系社会の歴史や文化、そしてこれからの姿を肌で感じ、日伯関係をより強固にするために奔走したいと思っています。どうぞよろしくお願ひします。



相談に対応する照屋専務理事

CIATEとは

1990年の改正入管法施行により、日系人は国内における単純労働が認められ、日本で就労する日系人、特にブラジル日系人の数は飛躍的に増加しました。しかし、その就労経路に人材派遣ブローカーが存在するケースが多く、来日後に数多くのトラブルが発生し社会問題となりました。

そこで、ブラジルに住む日系人がブローカーに依拠せず安心して来日・就職できる環境を整備し、就労経路の適正化を図ることを目的に、サンパウロに設立されたのがCIATEです。

当協会では、2004年度より厚生労働省より日系人の就労環境改善事業の委託を受け、本事業における現地業務をCIATEに委託しています。当協会に設置された日系人相談センターとCIATEが連携することにより、日系人の就労環境改善業務の更なる円滑化が図られています。

抹茶をこよなく愛するアルゼンチン日系3世 グラハム 緑さん

世界各地で活躍する日系人や日系団体のみなさん、もしくは日系人・日系コミュニティに関わって活動している皆さんにお話しを伺うコーナー「NIKKEIS Around the WORLD」。第12回に登場いただくのは、アルゼンチン日系3世のグラハム 緑さん。抹茶の魅力にはまり、アルゼンチンで抹茶関連の食材店やおしゃれなカフェを経営するなど、多角的に活動しています。JICA日系社会研修「和菓子を通じた日系団体活性化」コースに参加した緑さんに、抹茶との出会いやこれまでの経験、これからの夢などをうかがいました。（2023年7月20日インタビュー）

日系コミュニティとの出会い

私が生まれ育ったエル・ボルソンは、首都ブエノスアイレスから2000キロほど離れた小さな町です。町には日系コミュニティがなく、2000年にブエノスアイレスに引っ越して初めて日系コミュニティに関わるようになりました。当時はアナウンサーの仕事をしていて、日本庭園のイベントの司会を頼まれたことがきっかけでした。ブエノスアイレスで初めて出会う日系の人たちに対して、ものすごく親近感を覚え、家族のようなつながりを感じたことを覚えています。

2005年に生まれて初めて日本を訪れた時にも、同じ感覚を覚えました。愛知万博のアルゼンチン館で、アルゼンチンタンゴを紹介する仕事で6カ月間ほど滞在したのですが、はじめて来た日本で、日本とのつながりをとても強く感じました。

帰国後、日本の絵柄や浮世絵などをモチーフにした「TOKIO OH!」というブランドを立ち上げ、服やかばん、日本料理店のスタッフ用エプロンなどをデザインしました。その後、結婚・出産を経て、2016年に「AMO MI MATCHA(抹茶大好き)」という抹茶専門店を立ち上げ、イベントなどに屋台を出して抹茶ドリンクや和菓子などを販売するようになりました。抹茶と抹茶に合うスイーツを紹介することで、日本の味と文化を広めたいという思いがありました。

日本に滞在していた2005年当時は、まだビジネスのアイデアを明確に思い描いていたわけではなかったのですが、いま思い返せば、日本で「抹茶オレ」が流行っていて、私もよく飲んでいました。それがいま、世界中で「マッチャ・ラテ」として健康志向の若者を中心にブームになっています。



Matcha Pointのスタッフと

抹茶をビジネスに!

ブエノスアイレスのチャイナタウンに抹茶ドリンクの屋台を出して半年ほどで、健康食品の専門店と取引ができるようになり、地方を含めた6カ所の店舗で「AMO MI MATCHA」の商品を取り扱ってもらえるようになりました。その後、2019年にオープンしたカフェ・バー「Matcha Point」では、メニューの95%に抹茶を使い、抹茶が楽しめるおしゃれなスポットとしてテレビや新聞、

SNSなどでもたくさん紹介してもらいました。

2021年に、JICAの日系社会研修「和菓子を通じた日系社会活性化」コースがオンラインで実施されることを知り参加したのですが、この研修で得た知識を活かして、季節のイメージに合うような新メニューも開発しました。Matcha Pointは2022年の3月に閉店しましたが、

プロフィール



国籍・世代:アルゼンチン・3世
ラ・パタゴニア州エル・ボルソン生まれ。
アナウンサー、デザイナー、経営者、和菓子専門家。
3人の娘の母。
2005年に開催された愛知万博で、アルゼンチン館のPRスタッフとして初来日。はじめて訪れた日本で日本文化に魅了され、日本の自然や浮世絵などをモチーフにしたデザインでアパレルブランドを立ち上げた。その後、抹茶を扱う食材店やカフェなどを経営。ラジオ番組では和菓子専門家としても活動している。2023年にJICA日系社会研修「和菓子を通じた日系社会活性化」コースに参加。

「AMO MI MATCHA」としてのビジネスは継続していて、つい最近、新たな店舗をオープンしたところです。



緑さんが開発した抹茶メニュー

祖母の思い出と「お茶コーラ」

祖父母は北海道の出身で、アルゼンチンで出会って結婚しました。8歳になるまで祖母と一緒に暮らしていたので、誕生日やお正月、クリスマスなどには祖母が稲荷ずしやちらし寿司を作ってくれました。うどんやカレーライスもよく作ってくれましたし、一緒に栗饅頭を作ったこともよく覚えています。抹茶をはじめて飲んだのも、この頃でした。

祖母の思い出といえば、私たち孫にアイス・ティーを教えてくれたことです。アルゼンチンには、お茶を冷やして飲むという習慣がないのですが、日本出身の祖母は、よく紅茶を冷やして飲んでいて、それを「お茶コーラ」と呼んで私たちにも飲ませてくれました。もちろんコーラが入っているわけではなくて、色がコーラに似ているので子どもが好きな呼び方にしただけの事なのですが、私は祖母の作ってくれる「お茶コーラ」が大好きでした。

昨年、106歳で世を去った祖母ですが、祖母と暮らした日々のごとく、祖母が手作りしてくれた日本の味の記憶が心の根底にあって、それは私の抹茶ビジネスにつながる原点だと思っています。

和菓子の魅力をもっと広めたい

マッチャ・ラテのブームの一方で、和菓子となるとう少しハードルが上がります。和菓子は作り方も材料も独特ですし、そもそも豆料理と「甘いもの」というイメージがまったく結びつかない南米人に、あんこを受け容れてもらうのはとても難しい。でも、アルゼンチンにはさつまいもで作る「ドルセ・デ・パタタ」というお菓子があって、これは日本の羊羹にとっても似ているんです。工夫次第ではアルゼンチンの人たちにも和菓子の美味しさや魅力を十分わかってもらえると思っています。



緑さん

和菓子は、日系人であっても「小さいころに祖母が作ってくれたけれど作り方を知らない」「教えてほしい」と、求める声がたくさんあります。今回の研修で、ペルーやパラグアイ、ボリビアにも仲間ができましたので、将来的にはレシピをスペイン語にして出版し、みんなで協力してラテンアメリカ全土で和菓子を広められたらと思っています。

10歳、7歳、4歳になる3人の娘がいますが、いまはまだ和菓子に関心がなさそうです。彼女たちがいずれ大きくなった時に、和菓子の美味しさや魅力を知ってくれたらいいなと思っています。

Sistema de Faturas インボイス制度について

相談センター 山形エレナ

(公財)海外日系人協会 **日系人相談センター**
 ■相談受付 月曜日～金曜日(土・日曜、祝祭日を除く)
 14:00～17:30
 ■対応言語 ポルトガル語、スペイン語、日本語
 ■電話番号 045-211-1788

Q Tenho uma micro empresa de manutenção de limpeza de prédios, como a renda anual de minha empresa não ultrapassa aos 10 milhões de ienes, estou isento do pagamento de imposto sobre consumo. Tenho ouvido falar muito no "Inboisu Seido" que entra em vigor a partir de outubro de 2023, e me falaram que era necessário me cadastrar. Procurei pela internet sobre o assunto e encontrei muitos dados em japonês, e como fui traduzindo pelo tradutor automático, não entendi muito bem, pois o meu conhecimento do idioma japonês é limitado para a comunicação no dia a dia. Então gostaria que me informasse o que é este "inboisu seido" e para que serve, se é mesmo necessário me cadastrar, etc.

A O "inboisu seido (Sistema de faturas - Tekikaku seikyusho - Invoice seido)" é um novo sistema de armazenamento de faturas que empresas devem adotar e, o objetivo deste sistema é tornar mais rígido e claro cada etapa das transações do imposto sobre consumo.

Para entender o que é este sistema, é necessário entender como funciona a lei do imposto de consumo (shouhizei-ho). O shouhizei é um imposto cobrado sobre a venda de bens e prestação de serviço, e repassado ao governo pelas empresas. A alíquota é de 10% (7,8% imposto nacional e 2,2% imposto local) e produtos selecionados como alimentos e bebidas (exceto bebidas alcoólicas, restaurantes e equivalentes, tipos de serviços de delivery, outros) e assinaturas de jornais impressos, terá a alíquota reduzida (keigen zeiritsu) de 8% (6,24% imposto nacional e 1,76% imposto local).

Uma vez que existem duas alíquotas de imposto, 10% e 8%, será introduzido o "Sistema de Faturas" (nome oficial "Tekikaku seikyusho hozon hoshiki-método de armazenamento de faturas fiscais elegíveis"), para facilitar o cálculo preciso do valor do imposto de consumo a ser pago. As faturas emitidas pelas empresas tributáveis (kazai jigyousha - faturamento anual de mais de 10 milhões) deverão estar armazenados no livros contábeis contendo o valor dos impostos.

Após o início deste sistema, para que as empresas tributáveis recebam créditos fiscais Após o início deste sistema, para que as empresas tributáveis recebam os créditos fiscais, deverão receber do fornecedor a fatura elegível, e para que as empresas possam emitir esta fatura, deverão estar devidamente registrados como "Empresa emissora de faturas elegíveis" (inboisu hakkou jigyousha). As empresas não poderão receber este crédito fiscal de compra, a menos que tenha uma fatura elegível do fornecedor, e para que as empresas possam emitir esta fatura, deverão estar devidamente registrados como "Empresa emissora de faturas elegíveis" (inboisu hakkou jigyousha).

As faturas poderão ser "Fatura Elegível" ou "Fatura Elegível Simplificada" nestas faturas deverão constar dados como: nome da emissor e número de registro, data, detalhes da transação, valor total por taxa de (8% ou 10%), valor total do imposto de consumo ou taxa de imposto aplicável separada pela taxa de imposto, em

ambas as fatura deverão constar estes itens e na "Fatura Elegível" deverá constar um item a mais que é o nome do destinatário da fatura.

No seu caso, por ser uma empresa de pequeno porte, se não fazer o registro não haverá nenhuma mudança, continuará isento de imposto da mesma forma. Porém se a transação de seus negócios for com empresas sujeitas ao pagamento de impostos, estas mesmas poderão exigir a fatura e se não estiver registrado não poderá emitilas e as empresas poderão recusar seus serviços. Agora, se a sua empresa tem negócios somente com empresas isentas do pagamento, nada irá mudar para as duas partes. Antes de fazer o seu registro, favor consultar o seu escritório de contabilidade ou então o órgão fiscal (zeimusho) para que possa receber orientação de se deve ou não se registrar.

相談 私は現在、小規模ビルの清掃メンテナンス会社を経営しており、従業員が5人います。会社の年商は1,000万円を超えていないため、消費税は免除されています。

2023年10月から施行される「インボイス制度」について、最近よく耳にするようになり、私の会社も登録が必要だと言われました。インターネットで検索してみると、日本語の説明はたくさん見つかるのですが、日常会話程度の日本語しかできない私には、自動翻訳機で翻訳した情報では意味がよく理解できませんでした。そこで、「インボイス制度」とは何なのか、何のためにあるのか、本当に登録する必要があるのかなどについて教えてください。

回答 「インボイス制度」とは、消費税の仕入税額控除の適用を受けるための新たな方式です。この制度を理解するには、消費税法の仕組みを理解する必要があります。

消費税は、商品の販売やサービスの提供に対して課される税金で、企業が政府に納めるものです。税率は10% (国税7.8%、地方税2.2%) ですが、飲食料品 (酒類、レストラン等の外食、宅配サービス等を除く) および新聞の定期購読など、一部の商品については8% (国税6.24%、地方税1.76%) の軽減税率が適用されます。

税率が10%と8%の2種類あることから、納付すべき消費税額を正確に計算しやすくするため、消費税の納税義務者 (年商1,000万円以上の課税事業者) が発行する請求書と、税額が記載された会計帳簿を保管するために導入されるのが、「インボイス制度 (正式名称は「適格請求書等保存方式」)」です。

この制度が始まると、課税事業者は、仕入先からの適格請求書 (インボイス) がなければ仕入税額控除を受けることができなくなります。また、インボイスを発行する事業者は、「適格請求書発行事業者」として正式に登録されている必要があります。

インボイスには「適格請求書」と「簡易適格請求書」があり、発行者名と登録番号、日付、取引内容、税率 (8%または10%) ごとの合計金額、消費税の合計金額または適用税率を税率ごとに区分した合計金額などが記載されている必要があります。「適格請求書」にはさらに、追加項目として請求書の受取人の名前が記載される必要があります。

あなたの場合は中小企業なので、登録をしなくてもこれまでと同じように非課税のままです。ただし、あなたのビジネスが納税義務者 (課税事業者) である企業と取引を行う場合、それらの企業から適格請求書を要求される可能性があります。あなたの会社が適格請求書発行事業者として登録していない場合は、適格請求書を発行することができないため、取引企業から拒否される可能性があります。

なお、あなたの会社が免除事業者のみと取引している場合は、どちらにとっても何も変わりません。登録するかどうかについては、事前に会計事務所や税務署に相談することをお勧めします。

National Tax Agency (国税庁)

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/01_3.htm

Ministry of Finance, JAPAN (総務省)

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice/index.html

令和5年度外務大臣表彰
当協会若尾龍彦評議員が受賞



表彰を受ける若尾氏(写真提供:外務省)

8月16日に令和5年度の外務大臣表彰受賞が発表され、当協会の若尾龍彦評議員が受賞した。

若尾氏は、1980年代に日系企業の駐在員として米国ロサンゼルスに赴任し、後にコンサルティング企業を設立すると、南加日系商工会議所の理事を歴任、会頭として活躍した。在米中より在外選挙制度の実現に向けた運動を行い、日系人を含む在外日本人の権利擁護と在外日系コミュニティの発展のために尽力してきた。在外選挙制度については、当協会が主催する「海外日系人大会」においても幾度となく討議され要望書や大会宣言として発表してきたが、若尾氏の活動が実を結び、2007年の参議院選挙から在外選挙制度はすべての国政選挙で投票できる今日の在外選挙制度となった。2009年に帰国して以降も「海外日系有権者ネットワーク」の日本代表として、投票率の向上や電子投票など、さらなる改善のために活動している。2012年からは、当協会評議員を務めており、長年にわたる日本と海外日系社会との関係強化への貢献が評価されて今回の受賞となった。



8月22日に行われた授賞式の様子(写真提供:外務省)

第2回和歌山県人会世界大会開催
和歌山県は、戦前・戦後の海外移住者数

日系社会
Topics

が全国6位の移民県であり、県民の多くがアメリカやカナダ、オーストラリア、ブラジルなどへ移住している。

和歌山県では2019年11月にはじめて「和歌山県人会世界大会」を開催し、国内外の和歌山県人会員がふるさとの和歌山に集まり、式典やふるさと巡りツアー、シンポジウムなどを通じて県民と交流したが、初開催から4年の月日を経て、今年10月に第2回大会が開催された。10月5日のオープニングイベントにはじまり、前回同様にふるさと巡りツアーやシンポジウム、和歌山の食や伝統文化の体験ブース、記念式典やレセプションなど、4日間にわたって多彩なプログラムが実施された。同大会は、和歌山にルーツを持つ人々が故郷への誇りを高めるとともに、県民が移住の歴史について理解を深める機会となっている。当協会も後援し、田中克之理事長が記念式典とレセプションに参列した。

JICA横浜 海外移住資料館ミニ展示
「紀州魂ここにあり!世界で活躍する和歌山移民」開催中(11月12日まで)



JICA横浜 海外移住資料館では現在、10月に和歌山県で開催の「第2回和歌山県人会世界大会」に合わせてミニ展示「紀州魂ここにあり!世界で活躍する和歌山移民」を開催している。

山と海に囲まれ、自然の変化に富む和歌山県は、地域によって移住した理由が異なり、

また、移住した国々が異なる。それぞれの移住先で、信念と情熱を持ち、それぞれの特技を生かして活躍した人々の足跡を、和歌山県の海外移住の歴史と共に紹介している。(開催期間は11月12日まで)

なお、現在JICA横浜では空調設備の更新、消防設備の設置を目的とした大規模改修工事が行われており、これに伴い同資料館は2023年11月13日より休館となる。再開は2024年4月を予定しているが、工事の影響により変更となる可能性もある。詳しくはWEBサイトで確認を。(['海外移住資料館']で検索!)

JICA日系社会研修の研修コース
コロナ禍以前の状況に

当協会がJICAに提案し実施するJICA日系社会研修の各コースは、今年度より来日研修が順次再開し、コロナ禍以前の状況にまで回復した。5月に「食を通じた日系団体活性化」「キューバ日系社会活性化」の2コースが対面実施されたのを皮切りに、6月には「和菓子を通じた日系社会活性化」「日系継承教育(教師育成Ⅲ)」「日系社会次世代育成研修(中学生招へい)」、7月には「日本文化活動コーディネーター育成(基礎)」の各コースで研修員が来日し、約4年ぶりにJICA横浜センターが賑わいを取り戻した。

各コースにおいて、講義や実習だけでなく、視察や研修旅行も実施。次世代育成研修では横浜市内の中学校への体験入学も復活した。2020年度、2021年度にコロナ禍でオンライン開催したコースの受講者も徐々に来日することができ、来日研修ならではの体験や対面交流から多くのことを学んだ研修員たち。来日研修への参加を待ち望んでいた研修員も多く、積極的に、貪欲に学ぶ姿が多くみられた。10月に来日する研修員は、第63回海外日系人大会にも参加する。

NIKKEI NO.58
Network
海外日系人協会だより
2023 OCT.

発行/(公財)海外日系人協会 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA横浜2F
TEL:045-211-1780 FAX:045-211-1781
E-mail:info@jadesas.or.jp URL:www.jadesas.or.jp 編集発行人/椿 秀洋

日本での生活を
もっと安心に!

Health and Life Insurance for foreigners in Japan
短期滞在・日本在住・企業就労の外国人向け医療・生命保険

オススメ

短期滞在・在住者向け保険
VIVA MED-S・VIVA MED-30
(Life and Health coverage)

・短期滞在は医療保障最大100%のVIVA MED-S
・在住には医療保障30%のVIVA MED-30がそれぞれオススメです。

外国人社員・スタッフ向け保険
VIVAライト・VIVAガード
(Life and Health coverage)

・年間保険料12,000円(1ヶ月あたり1,000円)からと手頃な価格で用意。
・外国人スタッフの福利厚生の一環としてオススメです。

その他ビザに応じた各種保険を用意!



For more information, call:

TOLL FREE: 0120-656-684

TEL: 046-265-6685

Visit www.vivavida.net



VIVA VIDA!
セブン銀行グループ

少額短期保険会社
(株)ビバビデーメディカルライフ
VIVAVIDA MEDICAL LIFE CO.,LTD
関東財務局長(少額短期保険)第51号